

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

【税制抜本改革法】

- 消費税率10%への引上げ施行日：平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日
- 景気判断条項（附則18条3項） ⇒ 削除

※地方税に係る税制抜本改革法においても上記2点については同様であり、加えて、平成27年4月1日施行の地方交付税の法定率の改正規定の手当てが必要。

- 請負契約等に係る経過措置の指定日：平成27年4月1日 ⇒ 平成28年10月1日
（参考）改正後においては、平成28年10月1日の前日までの間に締結された工事請負契約については、平成29年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われた場合でも、旧税率（8%）が適用されることとなる。

（注）上記のほか、所要の規定の整備を行うとともに、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長（平成29年3月31日 ⇒ 平成30年9月30日）など、関連法令の手当てが必要。

【その他】

- 住宅ローン減税制度等の適用期限の延長：平成29年12月31日 ⇒ 平成31年6月30日
（注1）個人住民税の住宅ローン控除の特例・被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても同様とする。
（注2）すまい給付金及び住まいの復興給付金についても同様とする。
- 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。